

第7回会員向け無料セミナー開催 「職務発明制度改正セミナー」

～規程改正と社内手続の実務～

大阪発明協会では、会員サービスの一環として会員が無料で参加できる無料セミナーを例年企画しておりますが、今年度は季節毎に年4回の開催を予定しています。今年度第1回目は先般法改正がありました職務発明制度について規程改正やガイドライン、それに伴う社内手続の実務的留意点等を含めた内容として、「職務発明制度改正セミナー」を開催いたしました。講師には、特許庁出向時に法改正に携わった経験があり、企業への出向経験も持っておられる気鋭の若手弁護士である弁護士法人御堂筋法律事務所の高畑豪太郎氏を迎えました。

ホットな話題ということで参加者は40名に達し、関心の高さが窺えました。前半の「特許法35条の改正内容」や、「新指針(ガイドライン)の概要」については、昨年より特許庁主催の法改正説明会やガイドライン案説明会にて解説済みということもあり復習も兼ねてといった部分でありましたが、後半は



恐らく受講者のほとんどが関心を持っていたと思われる「社内規定見直しのポイントとスケジュール」であり、本セミナーの重要部分ということもあり、熱心に聞き入る姿が見られました。

講義終了後は20分程度の比較的長めの質疑応答の時間となりましたが、受講者それぞれが抱えている疑問点や問題点は予想以上に多く、非常に多くの質問をいただきました。高畑弁護士もそれぞれの質問に熱心に耳を傾けながら的確に回答とアドバイスを送るなど、比較的質疑応答の方が盛り上がった印象を受けましたが、本編の講義も具体例も多くわかりやすい説明をいただいたということで受講者からも好評の声をいただきました。



次回の会員向け無料セミナーのテーマは今年度で3年目となる「タイムスタンプの最新情報」について9月に開催予定です。